

コーポレート・ガバナンス

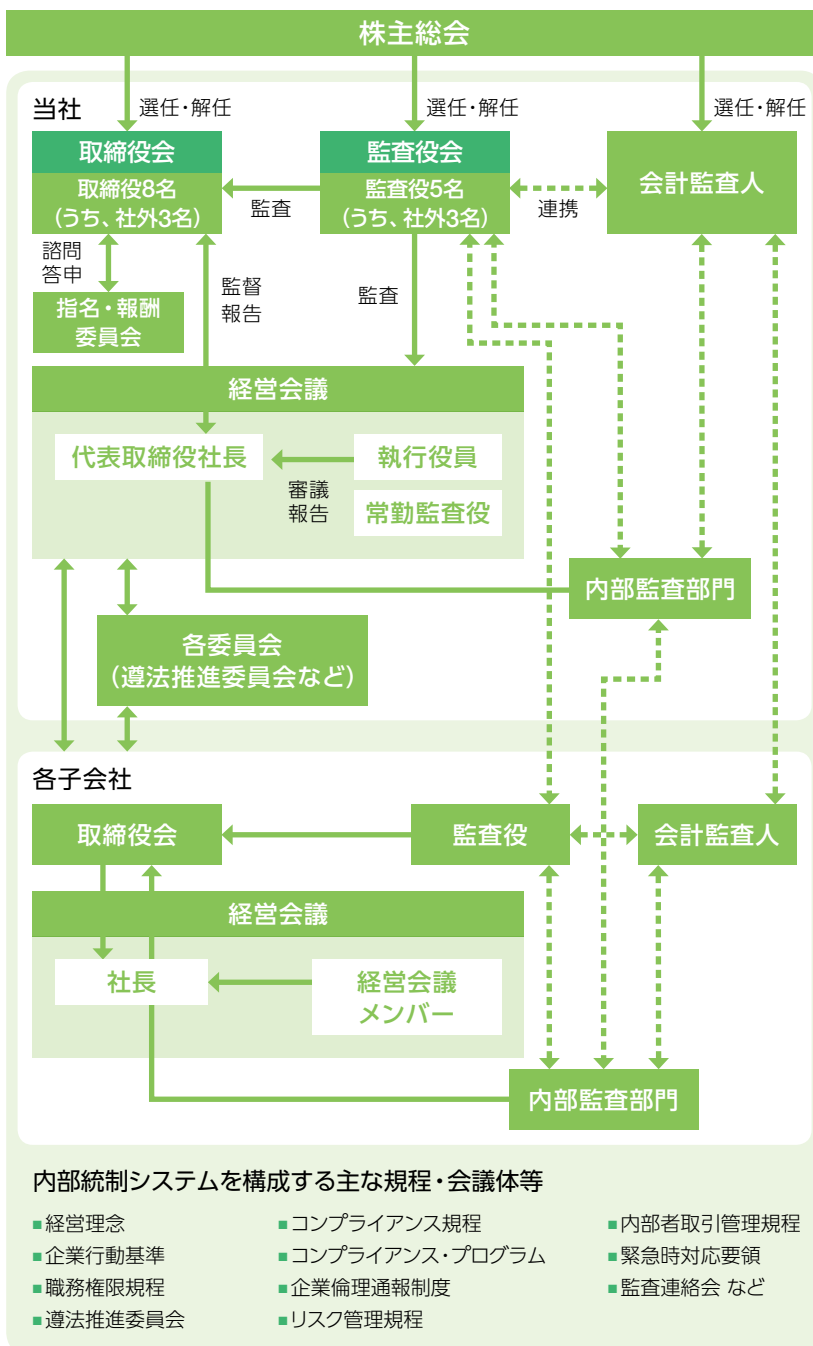
経営の透明性や監督機能の向上に向け、コーポレート・ガバナンスを強化しています。

基本方針

経営理念「富士電機は、地球社会の良き企業市民として、地域、顧客、パートナーとの信頼関係を深め、誠実にその使命を果たします」の実現に向けて、経営の透明性や監督機能の向上を図り、コーポレート・ガバナンスを強化するとともに、右記に取り組んでいます。

- (1) 株主の権利・平等性の確保
- (2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働
- (3) 適切な情報開示と透明性の確保
- (4) 取締役会の責務の遂行
- (5) 株主との対話

コーポレート・ガバナンス体制



取締役・取締役会

富士電機の経営および重要な業務執行に関する意思決定と監督の機能を担っています。なお、取締役の事業年度に関する経営責任の明確化および環境変化に対応できる経営体制とするために、取締役の任期は1年としています。

監査役・監査役会

富士電機の経営および業務執行に対する監査の機能を担っています。

指名・報酬委員会

取締役および監査役の指名・報酬などに関する手続きの透明性を確保する役割を担っています。社内・社外の実務経験者で構成され、委員長は社外取締役、委員の過半数は社外取締役が占めています。2019年7月より活動を開始します。

経営会議

経営会議は代表取締役社長の諮問機関として、重要事項の審議や経営状況のモニタリングに向けた報告などを行っています。執行役員から構成され、常勤監査役が常時出席することとしています。

執行役員

執行役員は、業務執行の機能を担い、任期は1年としています。取締役会決議により各々の業務担当を定め、責任の明確化および業務執行の効率化を図っています。

社外役員

客観的視点に基づく経営監督機能の強化、業務執行に係る意思決定の妥当性・適正性の確保、および監査機能強化に向け、積極的に社外役員を招聘しています。なお、下記の独立性基準に基づき、当社からの独立性が保たれた役員構成とするとともに、社外役員全員を東京証券取引所をはじめとした国内金融商品取引所が定める独立役員として届け出しています。

社外役員は就任後、富士電機の経営に関する理解を深めるため、社内向け技術成果発表会や事業拠点の視察会等に参加しています。2018年度は、千葉工場で工場概況の説明を受け、製造現場の見学、工場責任者との意見交換を行いました。



千葉工場視察の様子

社外取締役

氏名	取締役会出席状況 (出席回数／開催回数)	主な活動(2018年度)
丹波 俊人	13回／13回	上場会社の経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会において次の事項をはじめ、経営全般にわたり適宜必要な意見を述べました。 ■市場環境の変化を踏まえた事業計画の策定 ■IR活動のあり方
立川 直臣	13回／13回	上場会社の経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会において次の事項をはじめ、経営全般にわたり適宜必要な意見を述べました。 ■大口案件の進捗管理 ■材料調達や人的資源への留意の必要性
林 良嗣	10回／13回	当社の経営方針に関連の深い環境工学の専門的見地と高い見識に基づき、取締役会において次の事項をはじめ、経営全般にわたり適宜必要な意見を述べました。 ■研究開発戦略のあり方 ■環境負荷低減に向けた取り組み

社外監査役

氏名	取締役会出席状況 監査役会出席状況 (出席回数／開催回数)	主な活動(2018年度)
佐藤 美樹	11回／13回 7回／8回	金融機関の経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会において議案の内容や富士電機の事業活動の状況を確認し適宜必要な意見を述べました。また、監査役会において、事業活動全般に関し適法性確保の観点から適宜確認を行うとともに意見を述べました。
木村 明子	13回／13回 8回／8回	弁護士としての専門知識に基づき、取締役会において議案の内容や富士電機の事業活動の状況を確認し適宜必要な意見を述べました。また、監査役会において、事業活動全般に関し適法性確保の観点から適宜確認を行うとともに意見を述べました。
平松 哲郎	13回／13回 8回／8回	金融機関の経営経験者としての豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会において議案の内容や富士電機の事業活動の状況を確認し適宜必要な意見を述べました。また、監査役会において、事業活動全般に関し適法性確保の観点から適宜確認を行うとともに意見を述べました。

独立社外役員にかかる独立性基準

当社は、東京証券取引所をはじめとした国内金融商品取引所が定める独立性基準に加え、以下の各要件のいずれにも該当しない場合に、当該候補者は当社に対する十分な独立性を有すると判断します。

- (1) 主要株主 当社の主要株主(議決権保有割合10%以上の株主)またはその業務執行者である者
- (2) 主要取引先 当社の取引先(弁護士、公認会計士もしくは税理士その他のコンサルタントまたは法律事務所、監査法人もしくは税理士法人その他のコンサルティング・ファームを含む)で、過去3事業年度において毎年、取引額が当社または相手方の年間連結総売上上の2%を超える取引先またはその業務執行者である者
- (3) メインバンク等 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者またはそれらの業務執行者である者
- (4) 会計監査人 当社の会計監査人である公認会計士または監査法人の社員等である者
- (5) 寄付先 過去3事業年度において毎年、1,000万円を超えかつその年間総収入の2%を超える寄付を当社から受けている組織の業務執行者である者

役員報酬

富士電機の取締役、監査役の報酬は、株主の負託に応えるべく、優秀な人材の確保・維持、業績向上へのインセンティブ

の観点を考慮し、それぞれの職責に見合った報酬体系、報酬水準を勘案して決定しています。

常勤取締役

各年度の連結業績の向上および中長期的な企業価値向上の職責を負うことから、その報酬は、定額報酬と業績連動報酬によって構成されています。

定額報酬

役位に応じて、予め定められた固定額を支給するものです。株主と利害を共有し、株価を意識した経営のインセンティブとするため、本報酬額の一部について役員持株会への拠出を義務付けています。

業績連動報酬

株主に剰余金の配当を実施する場合に限り支給します。その総支給額は、各年度の連結業績との連動性をより明確とするため、支給日の前事業年度の連結当期純利益の1.0%以内としています。

社外取締役および監査役

富士電機全体の職務執行の監督および監査の職責を負うことから、その報酬は、定額報酬として、予め定められた固定額を支給しています。なお、社外取締役および監査役の自社株式の取得は任意としています。

取締役および監査役の報酬(2018年度)

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象役員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役(社外取締役を除く)	365	240	125	5
監査役(社外監査役を除く)	58	58	—	2
社外役員	50	50	—	6

(注) 上記の取締役に係る業績連動報酬は、2019年6月に支給を決定した金額になります。なお、2017年度に係る業績連動報酬は、115百万円になります。

内部統制

富士電機は、「法令等の遵守」「損失の危険の管理」「職務執行の効率性の確保」などを目的として、会社法に定める「内部統制システムの整備に関する基本方針」を取締役会で決議し、開示しています。また、取締役および使用人の職務の執行が

法令および定款に適合することを確保するための体制など、内部統制システムの運用状況の概要を開示し、取り巻く社会的要請に迅速かつ的確に応えています。

内部統制システムに基づく主な体制

コンプライアンス体制(P42参照)

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制に基づき、業務執行の透明性、健全性の確保を図るため、コンプライアンス体制を確立・推進しています。

リスク管理体制(P44参照)

損失の危険の管理に関する規程その他の体制に基づき、事業上のリスクを組織的かつ体系的に管理するため、適切なリスク管理体制を整備しています。横断的な特定のリスクについては、リスクごとに担当部署を定め、リスク管理体制を整備しています。

監査役監査・内部監査

監査役監査

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会、その他重要な会議に出席しています。取締役から職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な事業所における業務および財産の状況等を調査し、必要に応じて子会社からの営業の報告を求めするなどにより監査を実施しています。また、会

計監査人および内部監査部門との連携強化を図っています。監査役は、内部監査部門と月1回の連絡会で情報共有し、4月には前年度の内部監査結果および当年度の監査計画について報告を受け、確認しています。このような活動により、富士電機全体の監査の実効性の確保を図っています。

内部監査

内部監査部門は、内部監査基準および年間の監査計画に基づき、「事業活動に関わる法令等の遵守」「財務報告の信頼性」「資産の保全」「業務の有効性及び効率性」の視点から、組織運営、リスク管理、コンプライアンス管理、業務執行、会計に関する内部監査を実施しています。2018年度は44拠点

の監査を実施し、経営に重大な影響を与えるような不備・リスクがない状況です。

また、富士電機全体の内部監査の実効性を確保するため、当社および各子会社の内部監査部門でその活動の共有化を図っています。

政策保有株式の考え方

富士電機は、業務提携や取引維持・強化などの事業活動上、必要がある場合に限り、上場株式を政策的に保有します。これら政策保有株式については、定期的に取り締役会で保有に

伴うリターンとリスクなどを総合的に評価し、合理性が認められない場合は売却します。